



防衛施設強靱化推進協会との意見交換会



資料 3

見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行運用マニュアル
令和6年9月27日付 改正概要

防衛省整備計画局
施設整備官施設技術室



見積活用方式の試行運用マニュアル改正概要



【背景】

●会計検査院からの指摘

・見積活用方式の適用理由

→単価の乖離が生じている、または生じると予測される項目（単価）について見積活用を適用すべきであり、確認整理して根拠を残すべき

・見積を適用した単価の妥当性

→乖離が生じている単価について、ヒアリング等により根拠資料の提出を求めたりして妥当性の確認を行った根拠を残すべき

●公正入札調査会議等における議論

公正な入札のためには、見積単価の適用について、単価ごとの平均値をもって適用するのではなく、各業者見積の総価の中央値とすることが必要

※下表は、改正理由の一例

	数量	A社(円)		B社(円)		C社(円)		単価平均	
配管○	100	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000
塗装○	50	1,000	50,000	1,200	60,000	1,500	75,000	1,230	61,500
BH○	500	550	275,000	500	250,000	1,000	500,000	680	340,000
計		②	625,000		610,000		875,000		① 701,500

※単価毎の平均値の採用では、予定価格は①+経費となり、A社、B社は低落、C社は超過となる可能性

※総価の中央値の採用では、予定価格は②+経費となり、A社、B社は枠に入る可能性



防衛施設強靱化推進協会との意見交換会



【改正概要】

- 見積活用の確認は、単価毎に確認するため、「工種等」を「単価」などへ変更
- 対象工事の判断において「過去5年程度の期間に入札不調となった建設工事と同種又は類似工事」と期間を追加
- 見積価格の妥当性の確認において、ヒアリング等による十分な確認、妥当性の理由及び資料を記録に残すことを追加
- 見積価格の適用において、各社見積の総価による中央値（参加者が偶数者の場合は、中央値を取りうる2者の平均値）となる社の各単価を適用することとした。
- 設計変更時に新たな項目を追加する場合、原則として、積算基準類による積算とすることとし、ただし、価格に乖離している場合は、見積活用方式を適用できるものとする明記
- 見積価格のフォローアップにおいて、工事内容の変更等により入札時の見積価格を記載することが困難な項目がある場合は、実績価格のみ報告を求めていたが、変更等に伴う価格交渉時に提出された見積書の価格も報告に追加する事とした。